

定期的に様子を見に来てほしいけど

子どもの発達が気になる誰に相談したらいいの？



いざという時に相談ができる人がいたら安心

あなたらしく 生きてほしい

障害のある方の自立した生活を支え、一人ひとりの課題の解決や適切なサービス利用などの相談に応じ、サービス利用計画の作成や住み慣れた地域で生活していくための支援などを行います。

生活の中で感じる困りごとや悩みごと、将来の不安などなんでもお気軽にご相談ください。

土佐清水市

令和2年3月発行

1. 地域生活支援拠点等の整備とは？

地域生活支援拠点等(拠点等)の整備とは、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、その人がその人らしく安心して生活するための5つの機能(①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。

土佐清水市では、地域の実情を知るために、在宅で生活をしている重度の方で障害福祉サービス等を利用していない障害児者の方71人を対象に「土佐清水市障害者(児)実態把握調査」を実施したところ、その結果から、本市が早急に整備すべき機能が見えてきました。

このパンフレットでは、その機能をどのように整備し、活用していくかを市民の皆さんにお伝えします。

2. 実態把握調査の実施

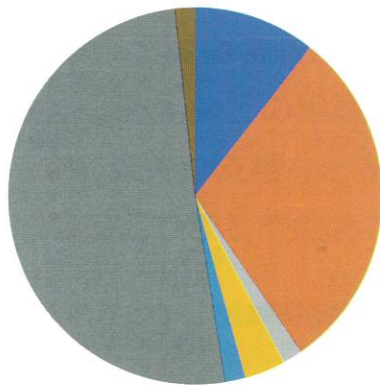
実態把握調査は、令和元年5月1日から9月30日の期間に、対象者71人を訪問し、20の設問の聞き取りを行いました。回答者54人(回答率76.06%)の内訳は、身体障害者手帳21人、療育手帳2人、精神障害者保健福祉手帳31人となっています。回答いただけなかった理由は、入院、入所、転出、困りごとがない、連絡が取れないなどです。

回答者の70%が障害のある方本人、以下、多い順に父母11%、配偶者9%、兄弟姉妹6%、祖父母と成年後見人が2%ずつで、本人の想いがよくわかる結果となっています。

3. 実態把握調査結果(抜粋)

実態把握調査の結果から、土佐清水市の現状と課題の把握につながる5つの設問を抜粋しました。

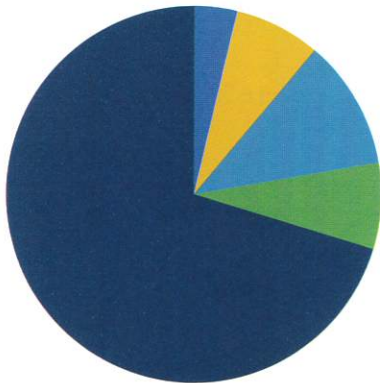
<設問5> 障害のある方ご本人の身の回りのお世話(介護)は誰がしていますか。



1. 夫または妻	10%
2. 父母	30%
3. 子・孫(子・孫の配偶者を含む)	2%
4. 兄弟姉妹	3%
5. 祖父母	2%
6. その他親族	0%
7. 知人・友人	0%
8. お世話(介護)する人がいない	0%
9. お世話(介護)が不要	51%
10. その他 〔 医者 〕	2%

<設問5 副問1> 設問5で1～7に○をした方にお聞きします。

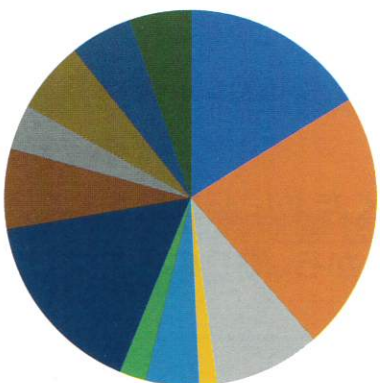
障害のある方ご本人の身の回りのお世話(介護)をする方の年齢について、あてはまる項目はどれですか。



1. 19歳以下	4%
2. 20～29歳	0%
3. 30～39歳	0%
4. 40～49歳	8%
5. 50～59歳	11%
6. 60～64歳	7%
7. 65歳以上	70%

上の2つの設問では、回答者の半数は、ご自身で身の回りのことができていることがわかりますが、何らかのお世話(介護)が必要な方のうち30%が父母、次いで配偶者10%、兄弟姉妹3%、子・孫、祖父母、その他が2%ずつとなっており、その方の年齢については、65歳以上が70%となっており、拠点等の早急な整備が必要です。

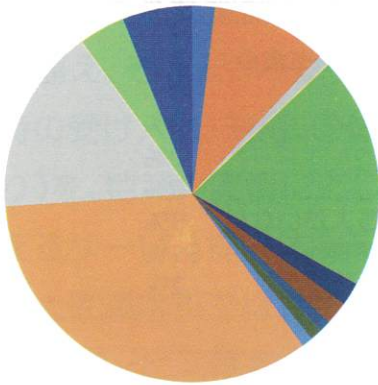
<設問10> 障害のある方ご本人の現在の悩み事は何ですか。



1. 経済的なこと(お金のこと)	16%
2. 健康や体力のこと	22%
3. 仕事のこと	9%
4. 育児や教育のこと	2%
5. 住んでいる家の環境のこと	5%
6. 医療やサービスのこと	2%
7. 将来の生活のこと	16%
8. 生きがいや楽しみのこと	7%
9. 周囲の理解のこと	4%
10. 地震や風水害などの災害のこと	6%
11. 特にない	6%
12. その他	5%

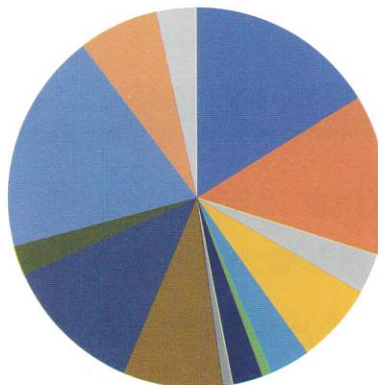
〔 ・わからない・きりがいい・死にたい
・思うように動けない・外出困難 2人 〕

<設問11> 障害のある方ご本人は、困りごとがある時、誰(どこ)に相談していますか。



1. 県の機関(療育福祉センター、福祉保健所、精神保健福祉センター等)	2%	11. 民生・児童委員	1%
2. 市の福祉事務所	10%	12. 障害者相談員	1%
3. 福祉サービスを提供している事業所や福祉施設	1%	13. 障害者110番(障害者相談事業所)	1%
4. 相談支援事業所	0%	14. 家族	34%
5. 保育所・幼稚園	0%	15. 友人・知人	16%
6. 病院や診療所	20%	16. 職場の上司や同僚	0%
7. 教育機関(学校の先生など)	2%	17. 相談したいが、どこ(誰)にも相談できない	0%
8. 介護保険制度の相談支援機関(地域包括支援センター、ケアマネジャー)	2%	18. 相談先がわからない	4%
9. 社会福祉協議会	0%	19. その他	6%
10. 障害者団体・患者会	0%		

<設問12> 障害のある方ご本人が、安心して生活をしていくには何が必要だと思いますか。



1. 周囲の人たちの障害に対する理解	16%	11. 仕事・働く場所	12%
2. 気軽に相談できる場所	14%	12. 道路・交通・建物のバリアフリー化	3%
3. 日常生活上の支援(食事や風呂、お金の管理)	3%	13. 年金や手当	19%
4. 移動の支援	7%	14. 特になし	7%
5. コミュニケーション支援(手話、要約筆記等)	3%	15. その他	3%
6. デイサービスなどの日中活動の場	1%		
7. 入所施設	3%		
8. ショートステイ(短期入所)	0%		
9. 住むところ(グループホームを含む)	1%		
10. 必要な時に診てもらえる医療体制	8%		

・わからない
・健康について
・買い物
・私(介護者)が面倒を見れなくなった後が心配。

4. 「相談」は安心して生活するための機能

設問10から設問12の回答結果から、障害のある方やご家族には、いろいろな悩みごとや困りごとがあるにもかかわらず、半数の方が専門機関よりも家族や友人など、周りの人々で解決しようとしていることがわかりました。(設問11:相談先は? 家族34%、友人・知人16%)

しかし、設問12では、安心して生活をしていくために必要なことの3番目で「気軽に相談できる場所 14%」となっていることから、周りの人々だけでは悩みごとや困りごとが解決していない現状がわかります。

5. 相談支援事業所とは

相談支援事業所では、障害のある方の自立した生活を支え、一人ひとりの課題の解決や適切なサービス利用などの相談に応じ、サービス利用計画の作成や住み慣れた地域で生活していくための支援などを行います。

生活の中で感じる困りごとや悩みごと、将来の不安などなんでもお気軽にご相談ください。

子どもの発達が気になる…
誰に相談したらいいの？

車椅子や補聴器を
買いたいけど…

障害年金のこととか
お金の管理が不安やなあ

障がいのある人は
どんなサービスが
受けられるの？



家の電気がつかなくなった。
困った…どうしたらえい？

いざという時に相談
できる人がいたら安心

この書類の書き方が
いよいよわからん…

定期的に様子を
見に来てほしいけど…

～相談日時～

- 月曜日～金曜日(祝日は休み)
- 午前8:30～午後5:00

☆ご本人やご家族の秘密は必ず
守ります。

☆相談は無料です。

下記で相談支援事業を受けています。お気軽にご相談ください。

■ふくしねっとCoCoてらす (浜町6-22)	でんわ 0880-87-9209 F A X 0880-87-9216
■土佐清水市社会福祉協議会 (寿町11-9)	でんわ 0880-82-3500 F A X 0880-82-4047
■幡多希望の家相談支援センター (宿毛市平田町)	でんわ 0880-66-2212 F A X 0880-66-2215

(令和2年3月現在)

障害者に関するマークです。見かけたらご協力をお願いします。

マーク	内 容
	<p>【障害者のための国際シンボルマーク】 障害のある人が容易に利用できる建物、施設であることを示す、世界共通の国際シンボルマークです。マークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 なお、このマークは車いすを利用する人に限定して使用されるものではありません。 <関係機関>公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会</p>
	<p>【身体障害者標識(身障者マーク)】 肢体不自由の障害のある人が運転している自動車であることを示します。危険防止のため、やむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられます。 このマークの表示については努力義務です。 <関係機関>各警察署</p>
	<p>【聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)】 聴覚に障害のある人が運転している自動車であることを示します。危険防止のため、やむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられます。 このマークは表示する義務があります。 <関係機関>各警察署</p>
	<p>【視覚障害者の国際マーク】 世界盲人連合(WBU)が1984年に定めた世界共通の国際シンボルマークです。WBUによれば、「このマークは手紙や雑誌の冒頭、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしなければならない」とされています。 <関係機関>世界盲人連合</p>
	<p>【白杖SOSシグナルの普及啓発シンボル】 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。このシグナルを見かけたら進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートしましょう。 <関係機関>岐阜市福祉事務所、(福)日本盲人会連合</p>

マーク	内 容
	<p>【ほじょ犬マーク】 身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことです。公共施設や交通機関を始め、スーパーやレストランなどの民間施設でも同伴できます。補助犬はペットではなく、体の不自由な方の体の一部となって働いています。マナーも訓練され、衛生面も管理されています。 <関係機関>厚生労働省自立支援振興室</p>
	<p>【聴覚障害者のシンボルマーク(耳マーク)】 聴覚障害がある人であることを表すマークです。聴覚障害は外見では分かり難いため、誤解を受けるなど社会生活での不安が少なくありません。このマークを窓口に掲示しておくことなどにより、聴覚障害のある人が相談しやすくなります。「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法などに配慮することが必要です。 <関係機関>一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</p>
	<p>【ハート・プラスマーク】 心臓疾患などの内部障害があることを示すシンボルマークです。身体内部(心臓、呼吸器、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能)に障害のある人は外見では分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。こうした内部障害のある人を視覚的に示し、理解を広げるために利用を呼びかけています。 <関係機関>特定非営利活動法人ハート・プラスの会</p>
	<p>【オストメイトマーク】 オストメイト(人工肛門・人工膀胱を使用している人)を示すシンボルマークで、オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口や案内誘導プレートに表示するものです。オストメイト対応トイレとは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレのことです。 <関係機関>公益財団法人交通エコロジーモビリティ財団</p>
	<p>【ヘルプマーク】 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。高知県では平成30年7月から配布をスタートしています。 <関係機関>東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課</p>

「地域生活支援拠点等整備事業」
あなたがあなたらしく生活できるよう
地域全体で支える仕組みをつくること

特定非営利活動法人

ふくしねっとCoCoてらす (受託事業者)

〒787-0321 土佐清水市浜町6番22号

TEL (0880)87-9209 FAX (0880)87-9216

✉ cocoterrace@fukushinet.or.jp